

特恵関税制度の見直し（資料編）

平成28年11月24日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

我が国の特惠関税制度の概要

1. 根拠法令

関税暫定措置法 第8条の2、第8条の3

2. 一般特惠関税

(1) 特惠受益国等

→143 か国・地域（138 か国及び5 地域）

(注1) 特惠受益国等（特惠受益国及び地域）の指定要件

- a 経済が開発の途上にあること
- b 我が国の特惠関税の便益を受けることを希望すること
- c 特惠関税の便益を与えることが適当であると認められること

(注2) 平成12年度より、世界銀行統計における「高所得国（※）」に3年連続して相当した韓国、台湾等19の国・地域について、15年度よりスロベニアについて、18年度よりバーレーンについて、19年度より仏領ポリネシアについて、21年度よりサウジアラビアについて、23年度よりオマーン、トリニダード・トバゴ、バルバドスについて、24年度より英領アンギラ地域等7地域について、25年度よりクロアチアについて、28年度よりクックについて、それぞれ特惠対象から除外した。

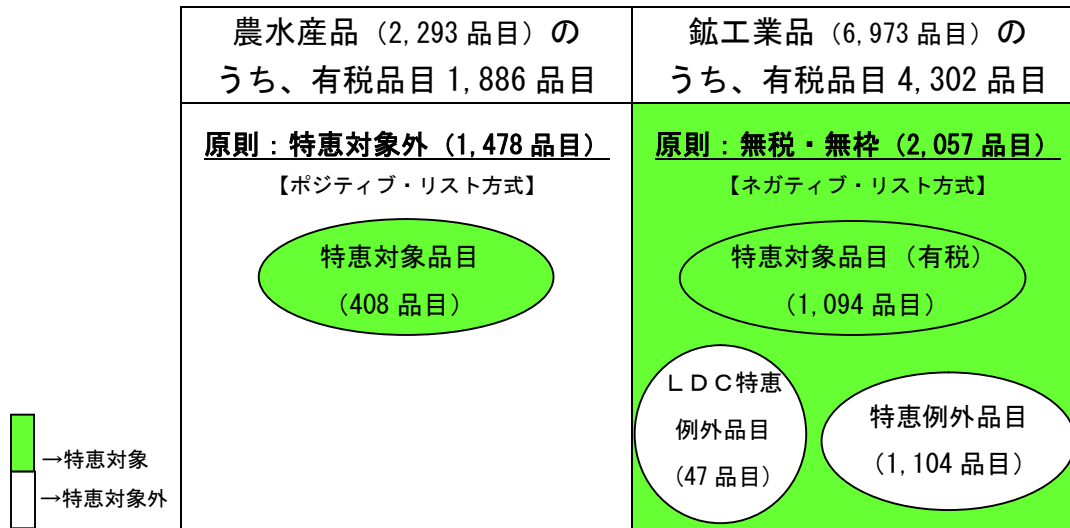
※ 2016年においては、2014年における国民一人当たりGNIが\$12,736以上の国が該当。

(注3) EU加盟によっても特惠を除外することから、平成16年5月1日より新規加盟8か国、19年1月1日より同2か国について特惠対象から除外した。

(2) 農水産品・鉱工業品別の一般特惠措置の内容（品目数は統計品目番号ベース）

	農水産品（1～24類）	鉱工業品（25～97類）
特惠対象品目	有税品1,886品目中、408品目	有税品4,302品目中、皮革・革靴等及びLDCのみ特惠対象品目を除く3,151品目
特惠税率	個々の品目ごとに通常の関税率より引下げ	原則として無税。ただし、別表第3の品目（1,094品目）は一般税率の20%、40%、60%、80%
特惠停止方法	エスケープ・クローズ方式 ・国内産業に損害を与える等の場合に、政令において特惠適用を停止 ・特惠品目全てが対象（発動の実績なし）	エスケープ・クローズ方式（同左）

現行の一般特惠制度



3. LDC（後発開発途上国）に対する特別特惠措置

(1) 特別特惠（LDC特惠）受益国

→47 各国

(注4) LDC特惠対象国の指定要件

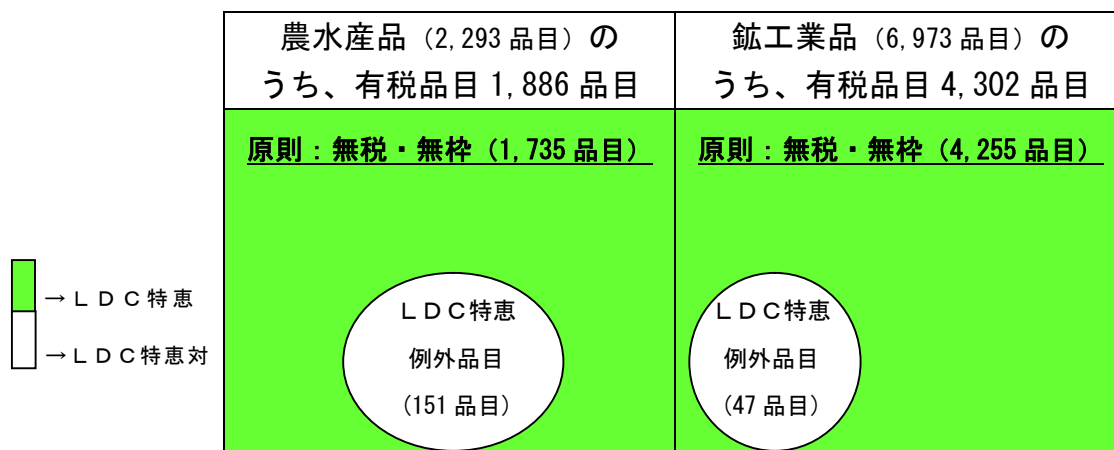
- a 特惠受益国等であること
- b 国際連合総会の決議によりLDCとされている国であること
- c 特別の便益（LDC特惠）を与えることが適当であると認められること

(注5) 平成18年4月1日よりコモロ、ジブチ及び東ティモールをLDC特惠受益国に追加した。また、平成20年4月1日よりカーボヴェルデを、平成23年7月1日よりモルディブを、平成26年1月1日よりサモアをLDC特惠受益国から除外した。

(2) 措置の内容

LDC特惠例外品目（198 品目（農水産品 151 品目、鉱工業品 47 品目））以外のすべての品目について無税・無枠。

現行のLDC特惠



4. 特恵関税の適用除外措置

(1) 高所得国に係る特恵適用除外措置（特恵卒業制度）

平成 19 年 3 月財務省告示第 134 号（最終改正：平成 27 年 6 月）第 2 項

適用除外措置	基 準	実 施 状 況
部分適用除外 （国別・品目別特恵適用除外（告示中第 2 項（1）））	<ul style="list-style-type: none"> ・世銀統計において「高所得国」に分類される国・地域の製品のうち、当該品目における、我が国の総輸入額に対する当該国・地域からの輸入シェアが 25%超、かつ当該国・地域からの輸入額が 10 億円超の品目 ※ 上記基準のいずれかを満たさなくなった場合には、特恵関税の供与を復活 	平成 10 年度より実施 ○平成 10 年度：韓国・台湾等、5 か国のべ 122 品目（平成 11 年 3 月 31 日まで） ○平成 11 年度：韓国・台湾等、5 か国のべ 117 品目（平成 12 年 3 月 31 日まで） ○平成 19、20 年度：サウジアラビア、1 品目（平成 21 年 3 月 31 日まで）
全面適用除外 （国別適用除外（告示中第 2 項（2）））	<ul style="list-style-type: none"> ・世銀統計における「高所得国」に 3 年連続して分類される国・地域 ※ 3 年連続して世銀統計における「高所得国」に分類されなかった場合で、当該国・地域より特恵関税供与の希望がある場合は、特恵関税の供与を復活 	平成 12 年度以降、以下の 35 の国・地域を対象に実施 アラブ首長国連邦、イスラエル、英領アンギラ地域、英領ヴァージン地域、英領ジブラルタル地域、英領タークス及びカイコス地域、英領フォークランド諸島及びその附属諸島地域、オマーン、オランダ領アンティール地域、カタール、グアム地域、クウェート、グリーンランド地域、ケイマン諸島地域、サイプラス、サウジアラビア、シンガポール、スロベニア、スペイン領カナリー諸島地域、スペインセウタ及びメリリア地域、大韓民国、台湾地域、トリニダード・トバゴ、ニュー・カレドニア地域、仏領ポリネシア、バーミュダ地域、バハマ、バーレーン、バルバドス、ブルネイ、米領ヴァージン諸島地域、香港地域、マカオ地域、クロアチア、クック

(2) 国別・品目別特惠適用除外措置

平成 19 年 3 月財務省告示第 134 号（最終改正：平成 27 年 6 月）第 1 項

基 準	実 施 状 況
<p>・ L D C 以外の特恵受益国等の産品</p> <p>・ 農水産物等（1～24 類）は輸入統計品目表の細分（9 桁）、鉱工業産品等（25～97 類）は関税率表番号の項（4 桁）の単位に応じ、過去 3 暦年の平均で、当該品目における、我が国の総輸入に対する国別輸入シェアが 50% 超、かつ当該国からの輸入額が 15 億円超の品目</p> <p>ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は除外しない。</p> <p>(イ) 過去 3 暦年の平均で、当該特定原産品の特恵適用輸入額が当該国・地域からの総特惠適用輸入額の 25% を超える場合</p> <p>(ロ) 当該特定原産品が、経済連携協定締結についての大筋合意をしている国・地域を原産地とする物品で、かつ、当該大筋合意において当該経済連携協定に基づく関税率が当該経済連携協定の発効日において特惠税率以下のものである場合</p> <p>(ハ) 当該特定原産品の協定税率が無税とされている場合</p> <p>※平成 23 年度において、適用基準の見直しを実施。</p>	<p>平成 15 年 7 月より実施</p> <p>○平成 15 年度：中国の一酸化鉛、陶磁製食卓用品、布団等の 6 品目（平成 17 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 16 年度：中国のソーダ灰、はさみ等、スプーン等台所・食卓用具の 3 品目（平成 18 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 17 年度：タイのまぐろ缶詰等の調製品、インドネシアのかたくちいわし調製品、マレーシアのナトリウムのけい酸塩、中国のたら、あさり等の調製品、一酸化鉛、陶磁製食卓用品、布団等の 12 品目（平成 19 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 18 年度：中国の敷物及びすだれ、ソーダ灰、はさみ等、スプーン等台所・食卓用具の 5 品目（平成 20 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 19 年度：タイのまぐろ缶詰等の調製品、中国のたら、あさり等の調製品、一酸化鉛、陶磁製食卓用品、布団等の 10 品目（平成 21 年 3 月 31 日まで。ただし、まぐろ缶詰等の調製品及び一酸化鉛については平成 20 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 20 年度：中国のソーダ灰、はさみ等、スプーン等台所・食卓用具の 3 品目（平成 22 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 21 年度：中国のたら、あさり等の調製品、陶磁製食卓用品、布団等の 7 品目（平成 23 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 22 年度：中国のソーダ灰、青銅の板（巻いたもの）、はさみ等、スプーン等台所・食卓用具、プラスチック製の眼鏡のフレーム、金属製の眼鏡のフレームの 6 品目（平成 23 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 23 年度：中国のプラスチック製品、がん具、魚調製品、タイの変性でん粉、ブラジルのコーヒーのエキス等の 466 品目（平成 26 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 24 年度：中国のその他の無機酸、眼鏡、安全ガラス等の 12 品目（平成 27 年 3 月 31 日まで）</p> <p>○平成 25 年度：中国の再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸、化粧用の噴霧器及びパフ等の 25 品目（平成 28 年 3 月 31 日まで）</p>

	<ul style="list-style-type: none">○平成 26 年度：中国のプラスチック製品、がん具、魚調製品、タイの変性でん粉、ブラジルのコーヒーのエキス等の 458 品目（平成 29 年 3 月 31 日まで）○平成 27 年度：中国のその他の野菜調製品、安全ガラス、眼鏡等の 26 品目（平成 30 年 3 月 31 日まで）○平成 28 年度：中国の手袋、アルゼンチンのグレーンソルガム等の 25 品目（平成 31 年 3 月 31 日まで）
--	--

関税及び貿易に関する一般協定（抜粋）

第一条 一般的最恵国待遇

- 1 いずれかの種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転について課せられるものに関し、それらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、並びに第三条2及び4に掲げるすべての事項に関しては、いずれかの締約国が他国の原産の産品又は他国に仕向けられる産品に対して許与する利益、特典、特権又は免除は、他のすべての締約国の領域の原産の同種の産品又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品に対して、即時かつ無条件に許与しなければならない。

異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加

（1979年11月28年の決定）（いわゆる「授権条項」）（抜粋）（仮訳）

1. 締約国は、一般協定第一条の規定にかかわらず、異なるかつ一層有利な待遇を、他の締約国に与えることなしに開発途上国（脚注1）に与えることができる。
2. 1の規定は、次のものに適用する。（脚注2）
 - (a) 先進締約国が開発途上国を原産地とする産品に対し一般特惠制度（脚注3）に従って与える特惠関税待遇
(以下略)
3. この文書に基づいて与えられる異なるかつ一層有利な待遇は、
(略)
 - (c) 先進締約国により開発途上国に与えられる場合には、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上の必要に積極的に応ずるように策定されかつ、必要な場合には、修正されなければならない。
(略)

(脚注1・2) (略)

(脚注3) 「開発途上国の利益となる一般的な、非相互主義的な、かつ、無差別の特惠制度」の設定に関する1971年6月25日の締約国団の決定（BISD 18S/24）に定められているとおり。

「EC-途上国に対する関税特惠の供与条件（GSP）」（DS246）

WTO上級委員会報告（2004年4月20日採択）関連部分の要旨

授権条項のpara 2. (a) の（脚注3）の「無差別」という用語は、異なる一般特惠受益国を原産地とする物品に対して異なる関税を供与することを禁止していないが、その異なる取扱いが対応しようとする「開発上、資金上及び貿易上の必要性」を有するすべての一般特惠受益国に対して同一の関税措置が利用可能であることを確保しなければならない。

各国における国民1人あたり所得水準

世銀統計 ranking	特惠適用 (注1)	国名	1人あたり所得 (米ドル) (注2)	世銀統計区分 (2016年) (注2)	3年連続 高中所得国以上
「高所得国」に分類される国・地域					
64	○	ウルグアイ	16,350	12,736ドル	-
68	○	セントクリストファー・ネイビス	14,920		(注3)
69	○	チリ	14,910		レ
70	○	セーシェル	14,120		-
71	×	ポーランド	13,680		レ
72	○	アルゼンチン	13,480		-
73	×	ハンガリー	13,340		レ
74	○	アンティグア・バーブーダ	13,300		-
75	×	ロシア	13,220		レ
76	×	クロアチア	12,980		-
「高中所得国」に分類される国・地域					
78	○	ベネズエラ	12,500	12,735ドル ～ 4,125ドル	レ
-	○	モントセラト(英)	11,970		レ
79	○	カザフスタン	11,850		レ
80	○	ブラジル	11,790		レ
81	○	パナマ	11,130		レ
82	○	マレーシア	11,120		レ
83	○	パラオ	11,110		レ
85	○	トルコ	10,830		レ
86	◎	赤道ギニア	10,210		LDC
87	○	コスタリカ	10,120		レ
88	○	レバノン	10,030		レ
89	○	スリナム	9,950		レ
90	○	メキシコ	9,870		レ
91	○	ガボン	9,720		レ
92	○	モーリシャス	9,630		レ
93	×	ルーマニア	9,520		-
94	○	トルクメニスタン	8,020		レ
95	○	コロンビア	7,970		レ
96	○	グレナダ	7,910		レ
97	○	リビア	7,820		レ
98	×	ブルガリア	7,620		-
99	○	アゼルバイジャン	7,600		レ
100	○	中華人民共和国	7,400		レ
101	○	ベラルーシ	7,340		レ
102	○	モンテネグロ	7,320		レ
103	○	セントルシア	7,260		レ
104	○	ボツワナ	7,240		レ
105	○	イラン	7,120		レ
106	○	ドミニカ	6,930		レ
107	○	南アフリカ共和国	6,800		レ
109	○	セントビンセント	6,610		レ
110	○	イラク	6,530		レ
111	○	モルディブ	6,410		レ
112	○	ペルー	6,360		レ
113	○	エクアドル	6,090		レ
114	○	ドミニカ共和国	6,040		レ
115	○	セルビア	5,820		レ
-	○	キューバ	-		レ
116	○	タイ	5,780		レ
117	◎	ツバル	5,720		LDC
118	○	ナミビア	5,630		レ
119	○	アルジェリア	5,490		レ
120	○	ヨルダン	5,160		レ
121	○	ジャマイカ	5,150		レ
121	○	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	5,150		レ
-	◎	アンゴラ	-	LDC	
123	○	フィジー	4,870	レ	
125	○	ボスニア・ヘルツェゴビナ	4,840	レ	
126	○	ジョージア	4,490	-	
127	○	アルバニア	4,450	-	
128	○	パラグアイ	4,400	-	
129	○	マーシャル	4,390	-	
130	○	ベリーズ	4,350	レ	
131	○	モンゴル	4,280	-	
132	○	トンガ	4,260	レ	
133	○	チュニジア	4,230	レ	
-	○	米領サモア	-	レ	
「3年連続高中所得国以上」に該当する国数(LDC除く)					50か国

(出典)World Development Indicators等

(注1)我が国における特惠受益国・地域(2016年度(平成28年度))…「○」:一般特惠対象国、「◎」:LDC特惠対象国

(注2)1人あたり所得(GNI/C)対象年:2014年、世銀統計公表年:2016年4月

(注3)3年連続高所得国に該当

一般特惠受益国(LDCを除く)からの特惠輸入実績の推移

(単位:百万円)

順位	25年度			26年度			27年度		
	国名	特惠輸入実績	構成比(%)	国名	特惠輸入実績	構成比(%)	国名	特惠輸入実績	構成比(%)
	総額	934,166	100.0	総額	1,037,134	100.0	総額	1,072,887	100.0
1	中華人民共和国	806,544	86.3	中華人民共和国	895,644	86.4	中華人民共和国	935,952	87.2
2	南アフリカ共和国	27,822	3.0	南アフリカ共和国	34,839	3.4	ブラジル	27,287	2.5
3	ブラジル	27,759	3.0	ブラジル	27,986	2.7	南アフリカ共和国	26,233	2.4
4	インドネシア	9,068	1.0	コロンビア	8,168	0.8	エクアドル	13,430	1.3
5	トルコ	6,706	0.7	トルコ	7,976	0.8	スリランカ	9,028	0.8
6	スリランカ	6,433	0.7	スリランカ	7,731	0.7	トルコ	7,416	0.7
7	アルゼンチン	5,799	0.6	インドネシア	7,369	0.7	モロッコ	6,878	0.6
8	コロンビア	5,456	0.6	アルゼンチン	6,275	0.6	コロンビア	5,935	0.6
9	エクアドル	4,641	0.5	エクアドル	6,235	0.6	インドネシア	5,169	0.5
10	モロッコ	4,497	0.5	モロッコ	5,234	0.5	アルゼンチン	4,887	0.5

※ 確定値による(平成27年度中、28年1月～3月は確報値)。

各国の一般特恵関税適用除外に係る比較表

2016年11月現在

	米国	EU	カナダ	日本
適用除外要件	<ul style="list-style-type: none"> ①世銀統計で、高所得国に該当 ②共産主義国 ③労働者の権利が確保されていない ④国際テロ支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ①世銀統計で、3年連続高所得国、または高所得国に該当 ②FTA等の締結国 ③海外領土 	<ul style="list-style-type: none"> ①世銀統計で、2年連続高所得国、または高所得国に該当 ②2年連続で世界の総輸出の1%以上のシェア 	<ul style="list-style-type: none"> ①世銀統計で、3年連続高所得国に該当
主な全面卒業国	<ul style="list-style-type: none"> ①ロシア等 ②中国、ベトナム*等 ③バングラデシュ**等 	<ul style="list-style-type: none"> ①中国、ブラジル等 ②メキシコ、南アフリカ、ウクライナ*、エジプト*等 ③米領サモア等 	<ul style="list-style-type: none"> ①中国、ブラジル、メキシコ等 ②インド*、インドネシア* 	<ul style="list-style-type: none"> ①サウジアラビア（2009年度）等

(注) *印は、低中所得国（2016年10月公表の世銀統計において、一人当たりGNI4,035ドル以下）、**印は、低所得国（同GNI1,025ドル以下）

ウルグアイについて

1. 概要

南米の南東部に位置。国土は17.6万平方キロメートル（日本の約半分）で、その8割が農地であり、温暖湿潤な気候。主要産業は農業（コメ、とうもろこし、大豆等）、牧畜（牛や羊の放牧）。2014年における人口は340万人、GDPは575億米ドルである。

1825年にブラジルから独立宣言。我が国とは1921年に外交関係を樹立し、大戦中に断交したものの、1952年に国交回復している。国連には、原加盟国として1945年から参加。

主要貿易相手国は、輸出入とも、中国、ブラジル、アルゼンチンである。

ウルグアイは、平成 26～28 年発表の世銀統計において3年連続して高所得国に該当（※）している。



（参照元：外務省HP）

※ 一人当たり国民総所得 （単位：米ドル）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
ウルグアイ	13,580	15,180	16,350
高所得基準	12,616	12,746	12,736

（参照元：世銀統計データ）

2. 我が国の輸出入実績上位品目（平成 27 年）

【輸出】

順位	品名概要	価格（千円）	日本の総輸出における割合
1	ブタジエンゴム（BR）（一次製品、板、シート又はストリップの形状のもの）	21,563	5.3%
2	乗用自動車その他の自動車（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したもの）（シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,000立方センチメートル以下のもの）（ノックダウンのものを除く。）（中古のものを除く。）	18,803	0.1%未満
3	医薬品（治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）（その他のもの）（胃腸薬を除く。）	14,083	0.2%
（平成 27 年輸出額合計）		9,146,463	0.1%未満

【輸入】

順位	品名概要	実行税率	特惠税率	価格（千円）	日本の総輸入における割合
1	香気性物質の混合物及び調製品（アルコール分が10%未満のもの）（飲料工業において使用するもの）	無税（譲許）	無税	4,538,552	26.7%
2	羊毛のトップその他の羊毛（コムしたもの）（小塊状のもの及びロービングを除く。）	無税（基本）	—	522,582	4.8%
3	ウールグリース（粗のものに限る。）	1.2%（譲許）	無税	240,078	8.6%
（平成 27 年輸入額合計）				7,330,832	0.1%未満

セントクリストファー・ネーヴィスについて

1. 概要

カリブ海の西インド諸島のうち、セントクリストファー島とネーヴィス島から成る島国である。国土は260平方キロメートル（西表島とほぼ同じ）。1967年にイギリス自治領となり、1983年にイギリスから（イギリス連邦王国の一国として）独立、同年に国連加盟。我が国は、独立と同時に国家承認している。

2014年における人口は5.5万人、GNIは8.2億米ドル。プランテーションによる砂糖生産が盛んであったが、現在は観光業、電気機械の組立て等に移行。

主要貿易相手国は、輸出が米国のほか、アンティグア・バーブーダ、トリニダード・トバゴ等の近隣カリブ諸国、輸入が米国、EU、トリニダード・トバゴ、中国である。

セントクリストファー・ネーヴィスは、平成26～28年発表の世銀統計において3年連続して高所得国に該当（※）している。



（参照元：外務省HP）

※ 一人当たり国民総所得 （単位：米ドル）

	平成26年	平成27年	平成28年
セントクリストファー・ネーヴィス	13,610	13,890	14,920
高所得基準	12,616	12,746	12,736

（参照元：世銀統計データ）

2. 我が国の輸出入実績上位品目（平成27年）

【輸出】

順位	品名概要	価格（千円）	日本の総輸出における割合
1	10人以上の人員の輸送用の自動車（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの、ノックダウンのもの並びに中古のものを除く。）	264,704	0.2%
2	乗用自動車その他の自動車（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したもの）（シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,000立方センチメートル以下のもの）（ノックダウンのものを除く。）（中古のもの）	155,425	0.1%
3	乗用自動車その他の自動車（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したもの）（シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,000立方センチメートル以下のもの）（ノックダウンのものを除く。）（中古のものを除く。）	117,038	0.1%未満
（平成27年輸出額合計）		1,235,091	0.1%未満

【輸入】

順位	品名概要	実行税率	特惠税率	価格（千円）	日本の総輸入における割合
1	電気機器（固有の機能を有するもの）（その他の機器）	無税（基本）	—	235	0.1%未満
（平成27年輸入額合計）				235	0.1%未満

チリについて

1. 概要

南米南部の太平洋側に位置。南北4,270kmの細長い国土で、面積は75.6万平方キロメートル（日本の約2倍）。2014年における人口は1,780万人、GDPは2,580億米ドル。

1818年にスペインから独立し、国連には原加盟国として1945年から参加。我が国とは1952年に外交関係を再開し、2007年に日チリEPAが発効している。

主要産業は鉱業（銅、銀等）、農林水産業（ワイン、さけの養殖等）、製造業（食品加工、木材加工）。主要貿易相手国は、輸出が中国、米国、日本、韓国、輸入が中国、米国、ブラジル、アルゼンチンである。

チリは、平成26～28年発表の世銀統計において3年連続して高所得国に該当（※）している。



（参照元：外務省HP）

※ 一人当たり国民総所得 （単位：米ドル）

	平成26年	平成27年	平成28年
チリ	14,310	15,230	14,910
高所得基準	12,616	12,746	12,736

（参照元：世銀統計データ）

2. 我が国の輸出入実績上位品目（平成27年）

【輸出】

順位	品名概要	価格（千円）	日本の総輸出における割合
1	軽油（バイオディーゼルを含有するものを除く。）（軽質油及びその調製品を除く。）	31,710,459	6.4%
2	乗用自動車その他の自動車（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したもの）（シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,000立方センチメートル以下のもの）（ノックダウンのものを除く。）（中古のものを除く。）	24,199,640	0.9%
3	乗用自動車その他の自動車（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したもの）（シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの）（ノックダウンのものを除く。）（中古のものを除く。）	21,477,389	0.8%
（平成27年輸出額合計）		199,211,064	0.3%

【輸入】

順位	品名概要	実行税率	特惠税率	価格（千円）	日本の総輸入における割合
1	銅鉱（精鉱を含む。）	無税（基本）	—	372,820,464	39.4%
2	ぎんざけ（冷凍したもの）（フィレを除く。）	3.5%（譲許）	LDC無税	53,168,728	98.8%
3	チップ状又は小片状の木材（針葉樹以外のもの）	無税（基本）	—	43,387,700	19.0%
（平成27年輸入額合計）				725,388,167	0.9%

平成 29 年度 高所得国に係る特惠適用除外措置の基準に該当した品目
 (除外期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間)

○農水産品 1 品目

関税率表 の番号等	主な品目	原産国	実行 税率	特惠 税率
2204.30-2	その他のぶどう搾汁（アルコール分が [※] 1%以上のもの）	アルゼンチン	45 円 /ℓ	無税

平成 29 年度 国別・品目別特惠適用除外措置の基準に該当した品目
 (除外期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日の 3 年間)

○農水産品 17 品目

関税率表 の番号等	主な品目	原産国	実行 税率	特惠 税率
0706.90ex	ごぼう（生鮮のもの及び冷蔵したもの）	中国	2.5%	無税
0709.59ex	まつたけ（生鮮のもの及び冷蔵したもの）	中国	3%	無税
0712.90-2ex	たけのこ（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたもの）（乾燥したもの）	中国	9%	7.5%
0910.11-2-(2) -Bex	しょうが（塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）（破碎及び粉碎のいずれもしてないもの）（小売用の容器入りにしたものを除く。）（生鮮のもの）	中国	2.5%	無税
0910.11-2-(2) -Bex	しょうが（塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）（破碎及び粉碎のいずれもしてないもの）（小売用の容器入りにしたものを除く。）（乾燥した全形のもの及び生鮮のものを除く。）	中国	2.5%	無税
1212.99-2ex	主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（その他のもののうち、あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁以外のもの）	中国	3%	無税
1604.15	さば（調製し又は保存に適する処理をしたもの）（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	中国	9.6%	7.2%
1604.17	うなぎ（調製し又は保存に適する処理をしたもの）（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	中国	9.6%	7.2%

1604. 19ex	ふかひれ（調製し又は保存に適する処理をしたもの）（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	中国	9. 6%	7. 2%
1604. 19ex	その他の魚（調製し又は保存に適する処理をしたもの）（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	中国	9. 6%	7. 2%
1604. 32ex	イクラ以外のキャビアの代用物	中国	6. 4%	4. 8%
1605. 10-2ex	かに（調製し又は保存に適する処理をしたもの）（気密容器入りでないもの）（米を含まないもの）	中国	9. 6%	7. 2%
1605. 55ex	たこ（調製し又は保存に適する処理をしたもので、くん製したもの以外のもの）（気密容器入りでないもの）	中国	9. 6%	7. 2%
1605. 56ex	クラム、コックル及びアーケシェル（調製し又は保存に適する処理をしたもので、くん製したもの以外のもの）（気密容器入りでないもの）	中国	9. 6%	7. 2%
1605. 59-2ex	帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）（調製し又は保存に適する処理をしたもので、くん製したもの以外のもの）	中国	9. 6%	7. 2%
2001. 90-2-(5)ex	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたしょうが（砂糖を加えてないもの）	中国	12%	9%
2206. 00-2-(2)-B-(b)ex	その他の発酵酒（アルコール分が 1%以上のもの）（発酵酒（清酒を除く。）と第 20.09 項又は第 22.02 項の物品との混合物、麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの等を除く）（その他のもの）	中国	42. 4 円 /ℓ	30. 8 円 /ℓ

○鉱工業品 374 品目

関税率表の項番号（統計細分 9 桁数）	主な品目	原産国	実行税率	特惠税率
27. 01 （1 品目）	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	中国	3. 9%	無税
27. 04 （1 品目）	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	中国	3. 2%	無税
28. 09 （2 品目）	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	中国	3. 3%	無税
28. 25 （9 品目）	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	中国	3. 3%～ 5. 5%	無税～ 4. 4%
28. 27 （12 品目）	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物	中国	3. 3%～ 3. 9%	無税

28.34 (3品目)	亜硝酸塩及び硝酸塩	中国	3.3%~ 3.9%	無税
28.35 (9品目)	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	中国	3.9%~ 4.7%	無税
28.39 (4品目)	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	中国	3.3%	無税
28.49 (5品目)	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	中国	2.5%~ 3.3%	無税
29.23 (3品目)	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	中国	3.9%~ 6%	無税
29.38 (2品目)	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	中国	2.3%~ 3.9%	無税
35.05 (2品目)	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	タイ	21.3%又は25.5円/kgのうち高い税率	4.26%又は5.1円/kgのうち高い税率
36.04 (3品目)	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品	中国	4%	3.2%
38.01 (4品目)	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	中国	2.5%~ 3.2%	無税
38.02 (2品目)	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	中国	2.5%~ 2.9%	無税
38.06 (1品目)	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	中国	3.3%	無税
38.14 (1品目)	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	中国	3.9%	無税
38.16 (2品目)	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第38.01項の物品を除く。）	中国	3.3%	無税
39.23 (7品目)	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	中国	3.3%~ 3.9%	無税
39.24 (2品目)	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	中国	3.9%	無税
39.26 (6品目)	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	中国	3.9%~ 4.8%	無税~ 3.12%
40.10 (3品目)	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	中国	1.9%	無税
44.12 (11品目)	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	中国	6%	4.8%

44.19 (3品目)	木製の食卓用品及び台所用品	中国	2.7%～ 4.7%	1.62%～ 2.82%
44.20 (2品目)	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具	中国	2.7%～ 10%	1.62%～ 8%
44.21 (6品目)	その他の木製品	中国	2.9%～ 10%	無税～ 8%
46.01 (11品目)	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	中国	2.7%～ 3.8%	無税
46.02 (9品目)	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	中国	2.5%～ 7.9%	無税～ 4.74%
51.07 (4品目)	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	中国	2.7%	2.16%
53.06 (2品目)	亜麻糸	中国	7.9%	無税
56.07 (7品目)	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	中国	2.5%～ 5.3%	無税～ 4.24%
56.09 (2品目)	糸、第54.04項若しくは第54.05項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	中国	3.3%～ 5.3%	無税
57.02 (16品目)	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	中国	6%～ 8.4%	4.8%～ 6.72%
57.03 (6品目)	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	中国	6.3%～ 8.4%	5.04%～ 6.72%
57.05 (3品目)	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	中国	7.9%～ 8.4%	6.32%～ 6.72%
58.06 (6品目)	細幅織物（第58.07項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	中国	4%～ 7.4%	無税～ 5.92%
59.03 (3品目)	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02項のものを除く。）	中国	3.5%	無税
62.13 (4品目)	ハンカチ	中国	5.3%～ 9%	4.24%～ 7.2%
62.15 (2品目)	ネクタイ	中国	8.4%	無税

62.16 (1品目)	手袋、ミトン及びミット	中国	6.5%	5.2%
62.17 (4品目)	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）	中国	9%	7.2%
63.01 (9品目)	毛布及びひざ掛け	中国	5.3%～ 9%	無税～ 7.2%
63.02 (24品目)	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン及びキッチンリネン	中国	4.5%～ 7.9%	無税～ 6.32%
63.03 (6品目)	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	中国	5.3%～ 7.9%	無税～ 6.32%
63.04 (10品目)	その他の室内用品（第94.04項のものを除く。）	中国	5.3%～ 7.9%	無税～ 6.32%
63.05 (6品目)	包装に使用する種類の袋	中国	3.3%～ 5.3%	無税
63.06 (11品目)	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	中国	4%～ 5.6%	無税
63.07 (7品目)	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	中国	4.7%～ 6.5%	無税～ 2.82%
65.05 (3品目)	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	中国	3.2%～ 5.8%	無税
65.06 (7品目)	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	中国	4.4%～ 5.4%	無税
66.01 (3品目)	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	中国	4.3%	3.44%
67.02 (2品目)	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	中国	3.9%～ 6.6%	3.12%～ 5.28%
69.02 (3品目)	耐火レンガ、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	中国	1.5%	無税
69.07 (5品目)	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品	中国	1.7%	無税
69.11 (2品目)	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	中国	2.3%	無税
69.12 (1品目)	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	中国	2.3%	無税
74.06 (2品目)	銅の粉及びフレーク	中国	3%	無税

74.11 (4品目)	銅製の管	中国	3%	無税～ 1.8%
76.07 (3品目)	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	中国	7.5%	6%
76.10 (1品目)	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品	中国	3%	2.4%
79.07 (2品目)	その他の亜鉛製品	中国	3%	無税
81.04 (2品目)	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	中国	3%	無税
81.11 (1品目)	マンガン及びその製品（くずを含む。）	中国	3%	1.8%
82.11 (6品目)	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第82.08項のナイフを除く。）及びその刃	中国	3.1%～ 3.7%	無税
82.13 (1品目)	はさみ、テーラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	中国	3.7%	無税
83.01 (6品目)	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ	中国	2.7%	無税
83.02 (7品目)	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	中国	2.7%	無税
83.04 (1品目)	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第94.03項の事務所用の家具を除く。）	中国	3.1%	無税
83.06 (3品目)	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	中国	3.1%	無税
85.45 (5品目)	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電氣的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	中国	3.3%	無税
90.03 (4品目)	眼鏡のフレーム及びその部分品	中国	3.3%～ 4.7%	無税

94.04 (8品目)	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	中国	3.2%～ 3.8%	無税～ 2.56%
95.05 (2品目)	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）	中国	3.2%	無税
95.07 (5品目)	釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第92.08項又は第97.05項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具	中国	3.2%	無税
96.03 (9品目)	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラスクイージーを除く。）	中国	2.2%～ 6.6%	無税～ 5.28%
96.08 (8品目)	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）	中国	3.4%～ 5.4%又は、5% 若しくは1.25 円/本の うち高 い税率	無税
96.15 (8品目)	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品	中国	2.5%～ 4.3%	無税
96.17 (1品目)	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	中国	3.9%	無税